

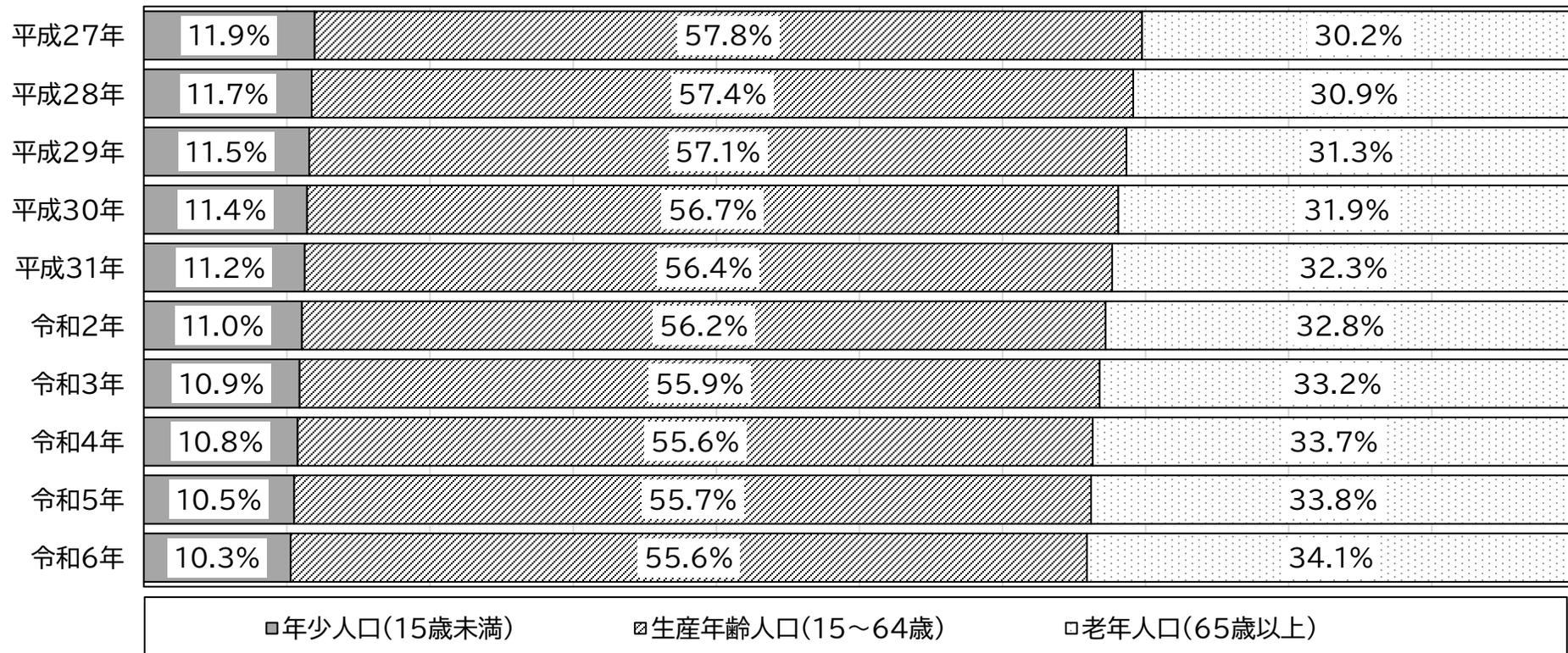
伊賀市の子育て支援施策について

2024(令和6)年10月21日
健康福祉部こども未来課

伊賀市における年齢3区分別人口の推移

各年3月31日時点(住民基本台帳人口) (人)

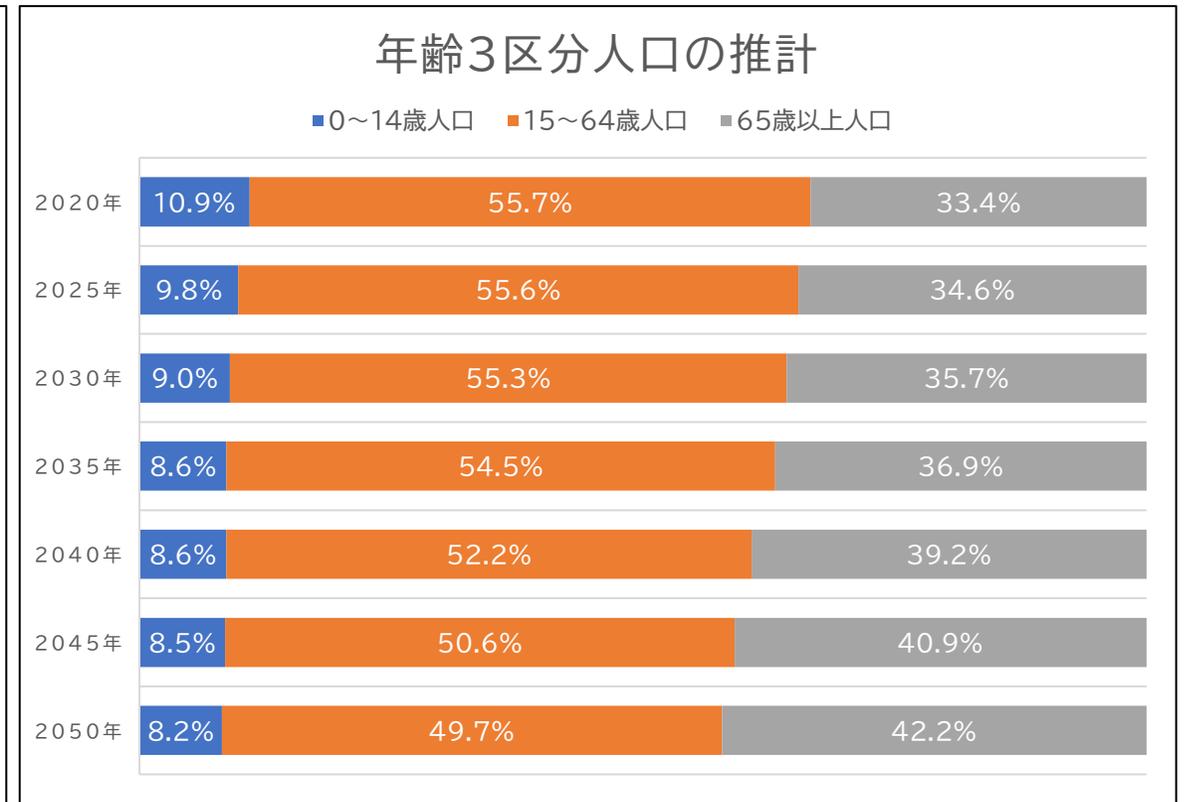
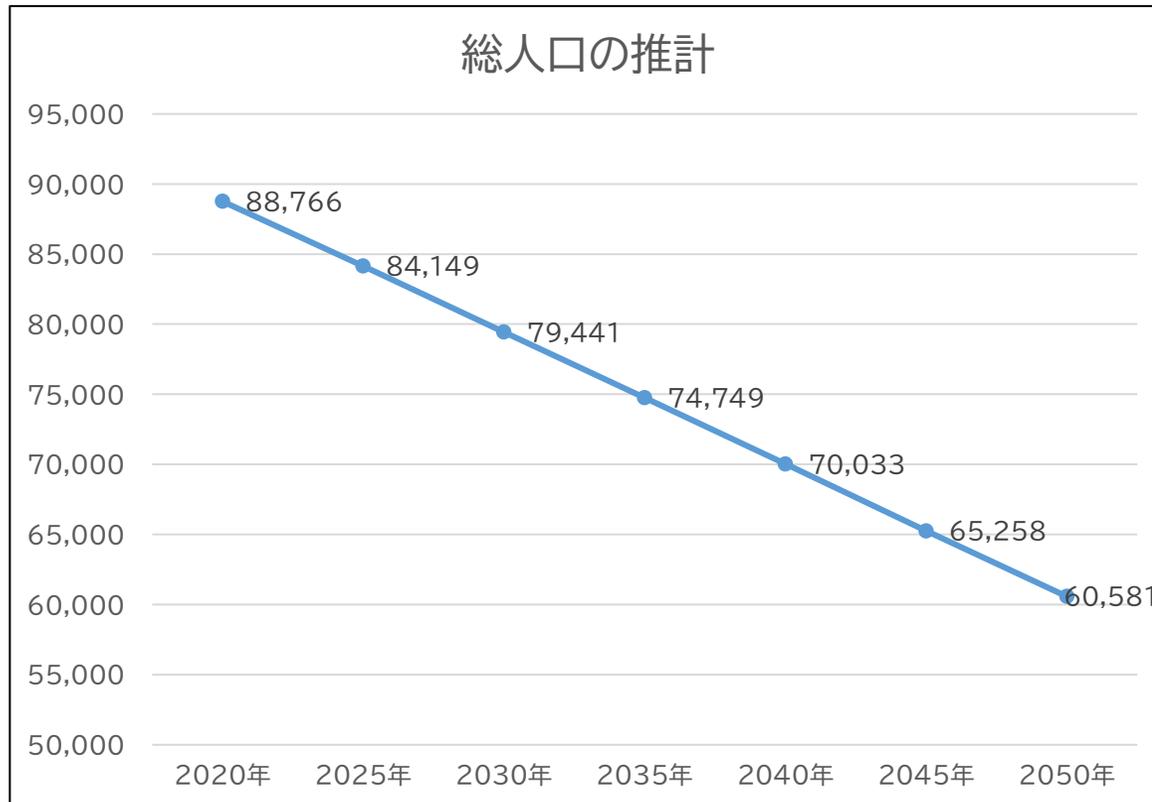
	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
年少人口	11,349	11,064	10,783	10,546	10,300	10,004	9,708	9,443	9,069	8,759
生産年齢人口	54,972	54,104	53,324	52,424	51,737	50,877	49,915	48,775	48,141	47,486
老年人口	28,745	29,106	29,256	29,490	29,645	29,691	29,639	29,576	29,208	29,095
総計	95,066	94,274	93,363	92,460	91,682	90,572	89,262	87,794	86,418	85,340



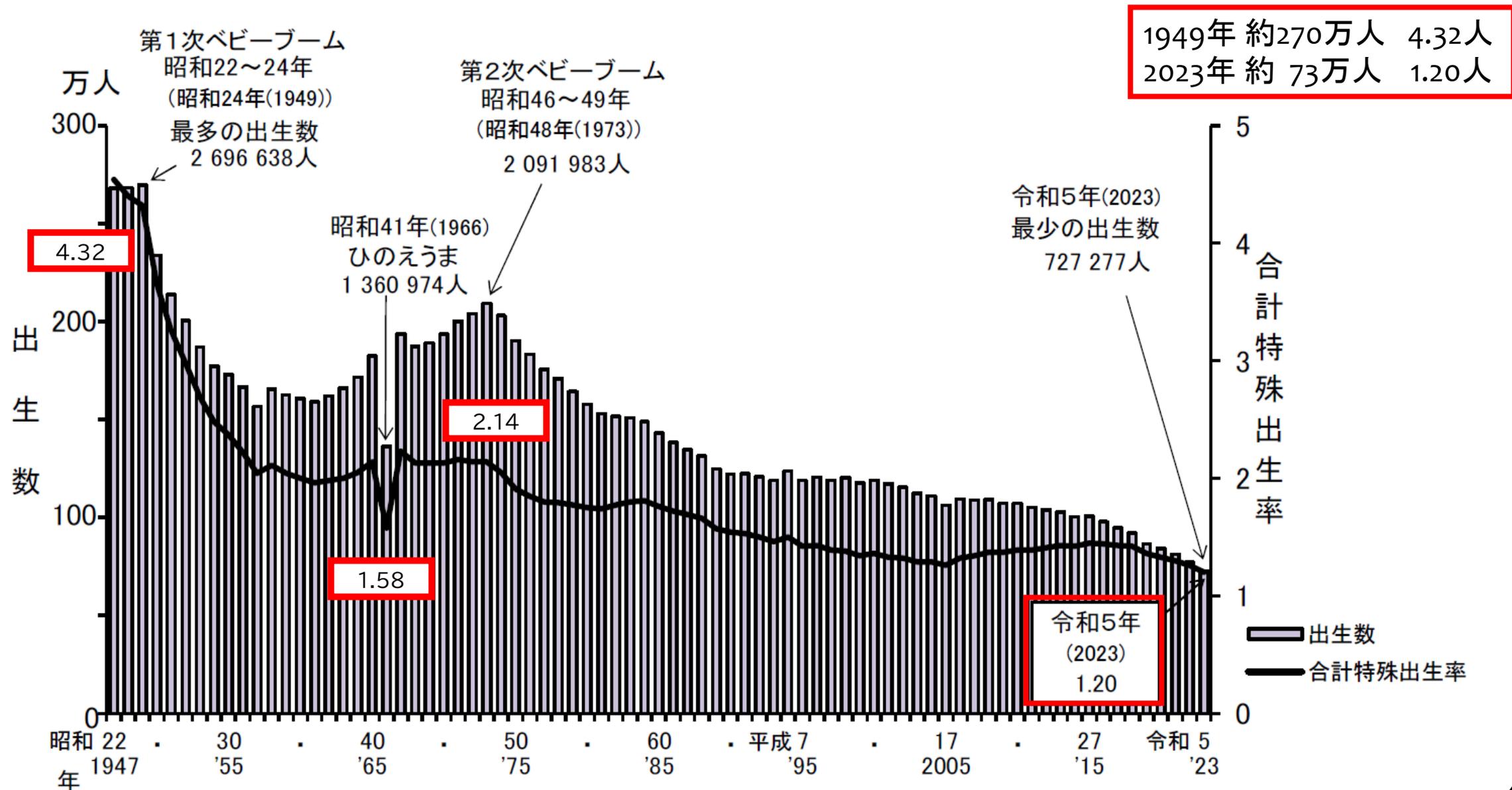
伊賀市における今後の人口推計

国立社会保障・人口問題研究所推計（人）

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
0～14歳人口	9,699	8,247	7,127	6,462	6,039	5,543	4,953
15～64歳人口	49,461	46,818	43,941	40,734	36,543	33,026	30,084
65歳以上人口	29,606	29,084	28,373	27,553	27,451	26,689	25,544
総人口	88,766	84,149	79,441	74,749	70,033	65,258	60,581

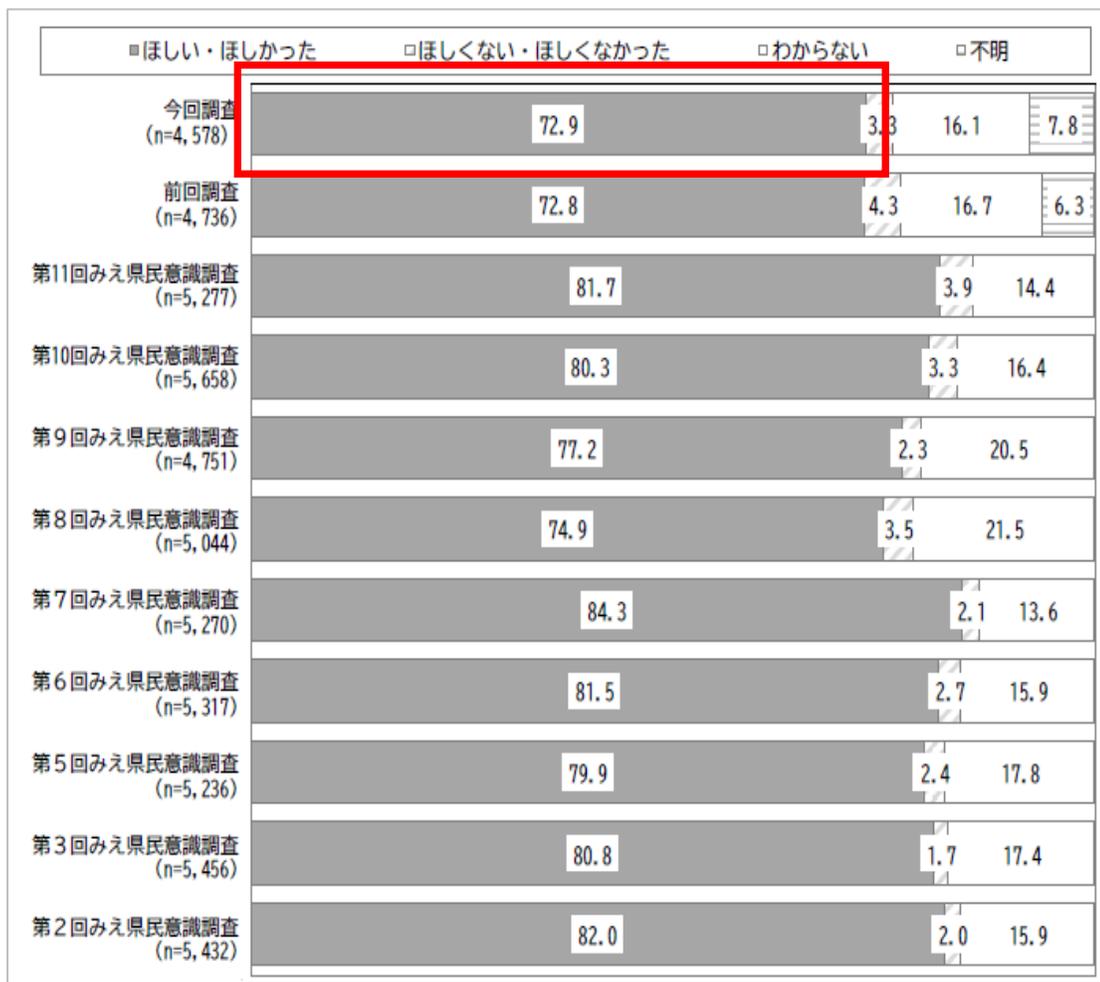


全国 出生数と合計特殊出生率の推移

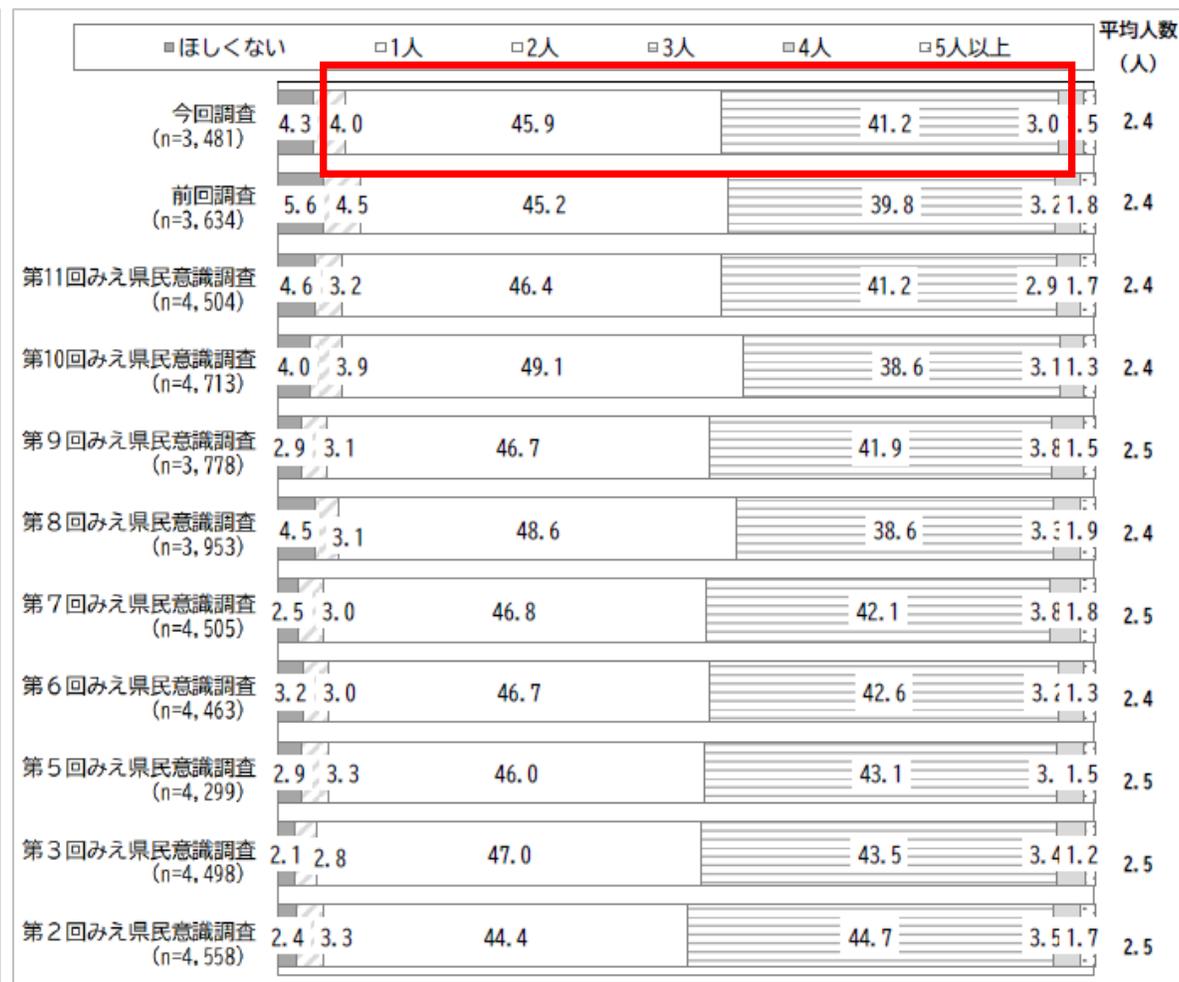


出典:厚生労働省 令和5(2023)年人口動態統計月報年計(概数)の概況。

こどもを希望する割合

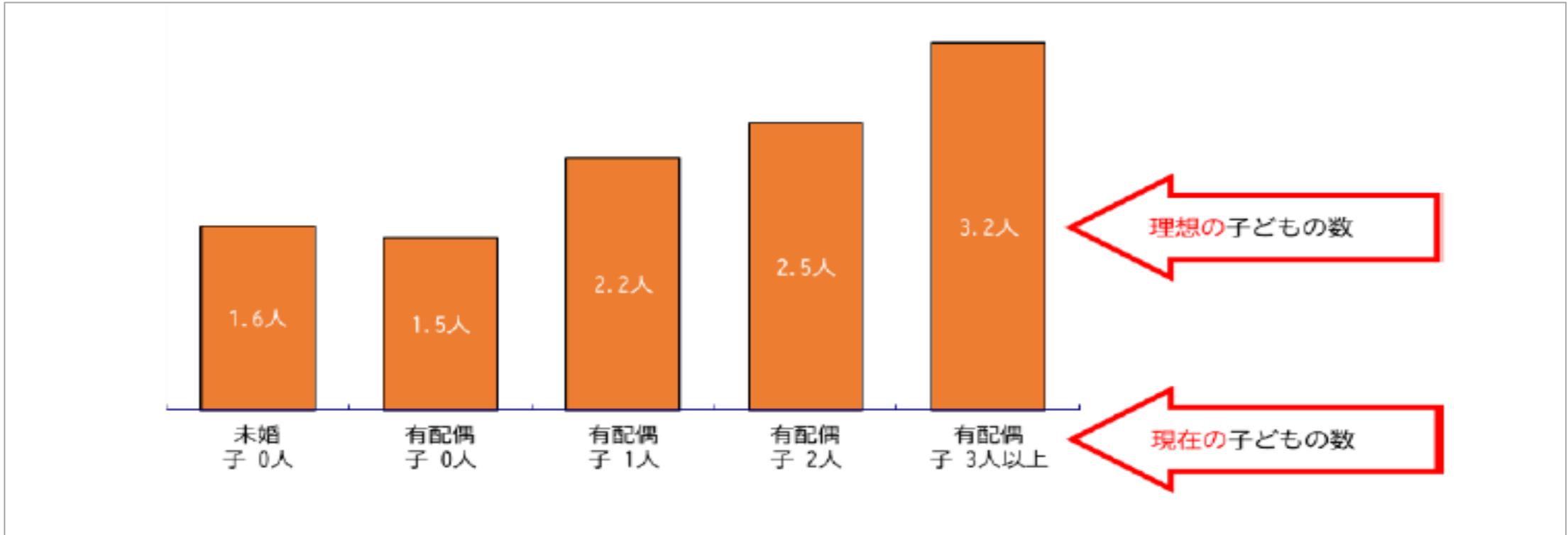


理想のこどもの数



みえ県民1万人アンケート報告書より(調査時期:R5.12~R6.1)

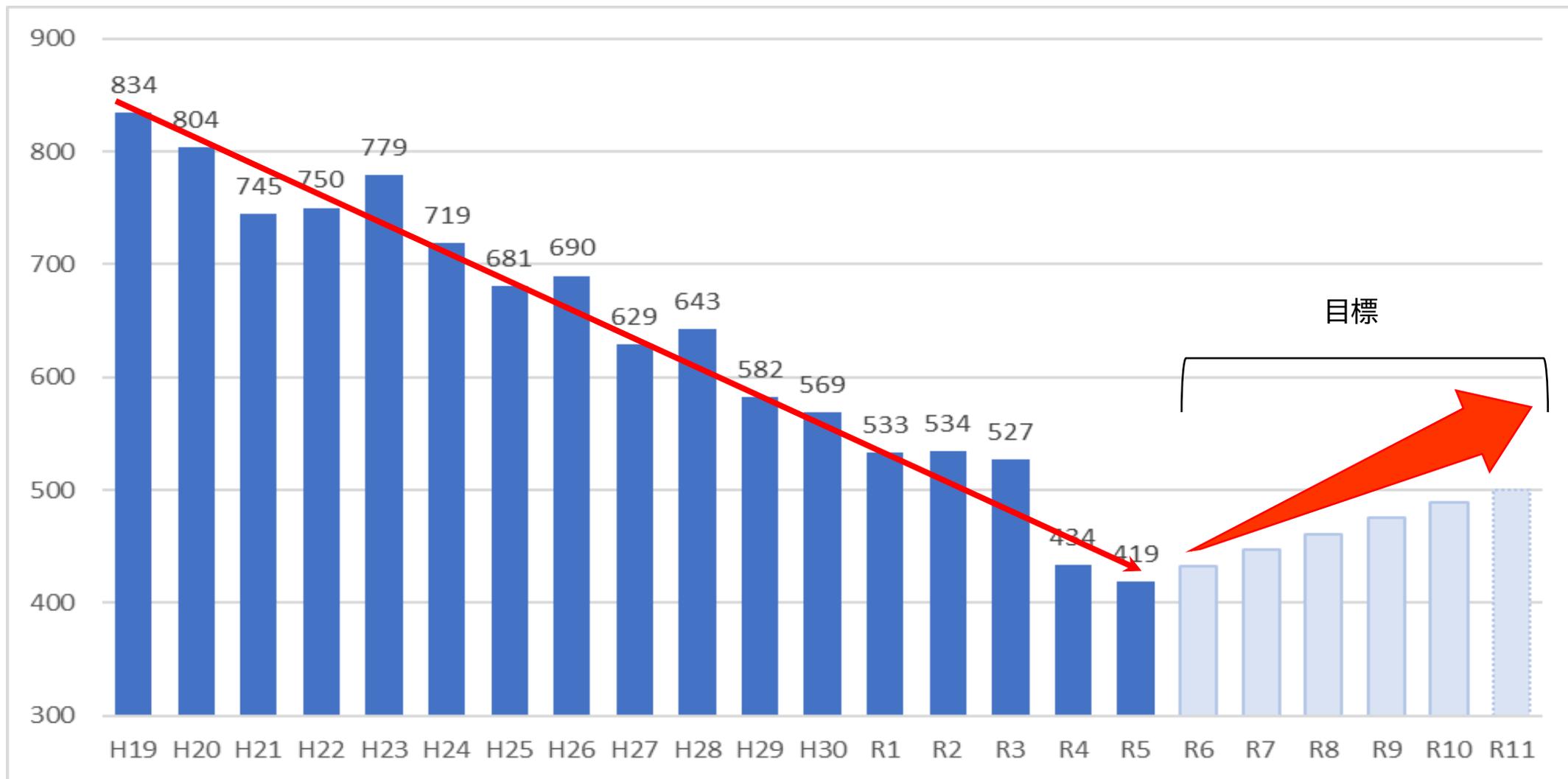
18歳以上から40歳代のこどもの数の理想と現実



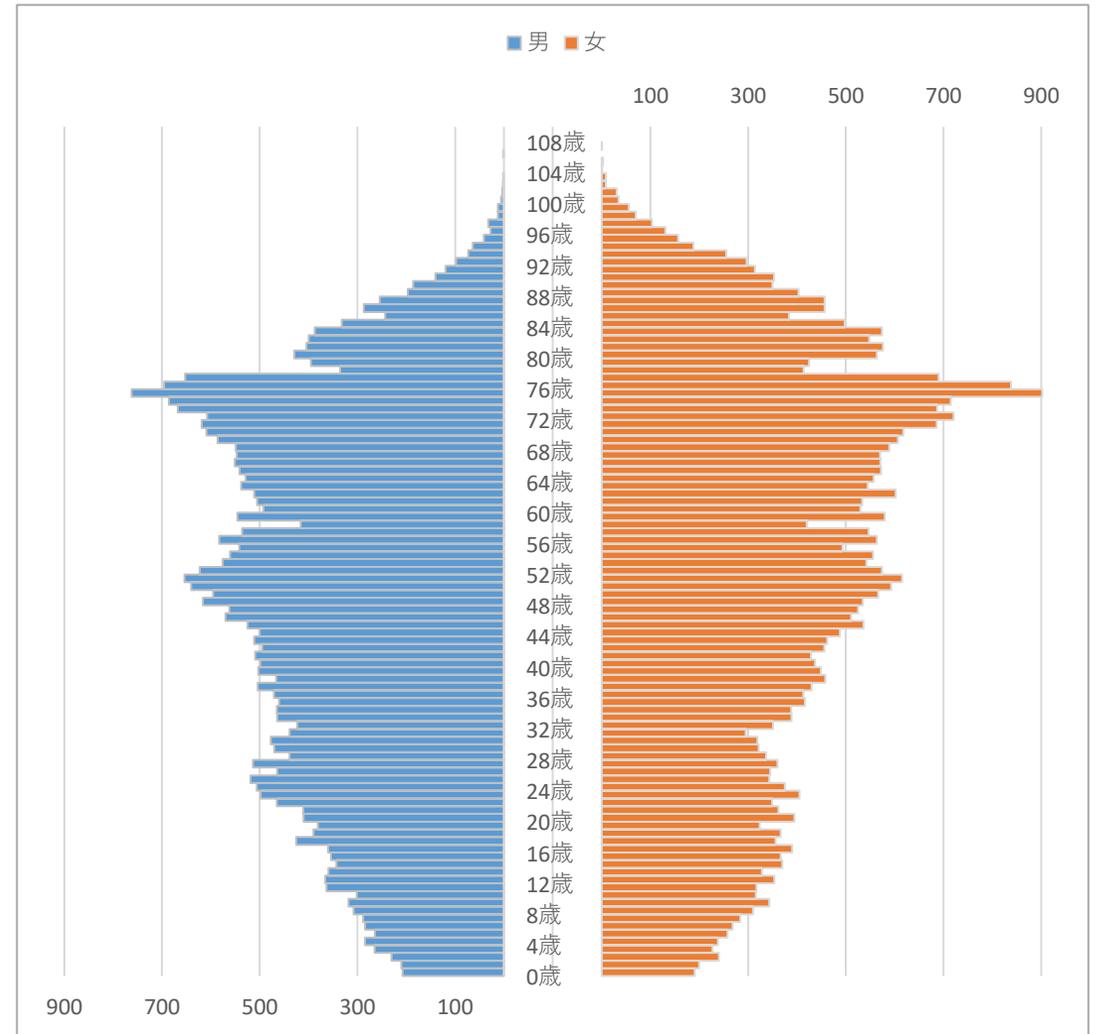
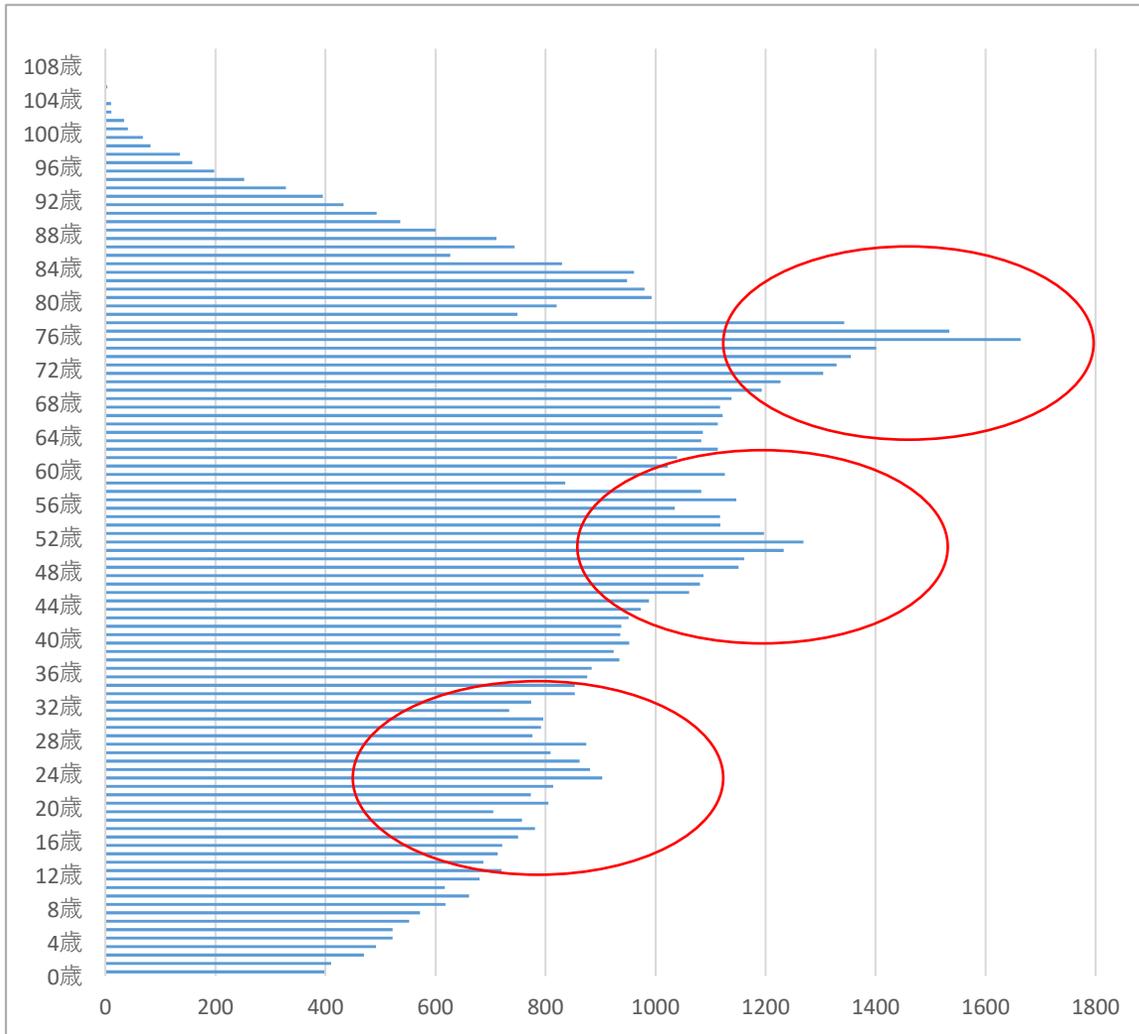
みえ県民1万人アンケート報告書より(調査時期:R5.12~R6.1)

18歳以上から40歳代を対象に実際の子どもの数と理想の子どもの数の関係を見たところ、理想の子どもの数は、未婚で子どもがいない層は1.6人、有配偶で子どもがいない層は1.5人、有配偶で子ども1人の層は2.2人、有配偶で子ども2人の層は2.5人で、実際の子どもの数は理想の数より少なくなっている。

伊賀市における年度別子どもの出生数



伊賀市の人口ピラミッド



R6. 8.31時点 住民記録年齢別人口集計表より

人口減少のトレンドを反転させるためには、若年人口が急激に減少する2030年に入るまでがラストチャンス

こども支援についての近年の動向

- 常に子供の最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組みや政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足。
- 令和5年4月から、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として、「こども基本法」が施行された。こども基本法では以下のような内容が定められている。

子ども施策に関する大綱(こども大綱)

【こども基本法第9条に規定】

- ・こども施策を総合的に推進するために基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

こども計画の策定

【こども基本法第10条に規定】

- ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務に
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく計画(「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして作成することができる

こども等の意見の反映

【こども基本法第11条に規定】

こどもや子育て当事者の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすることや広く社会に発信していくことが求められている

「こども計画」の策定について

令和5年4月1日、こども政策を総合的に支援することを目的に「こども基本法」が施行されました。

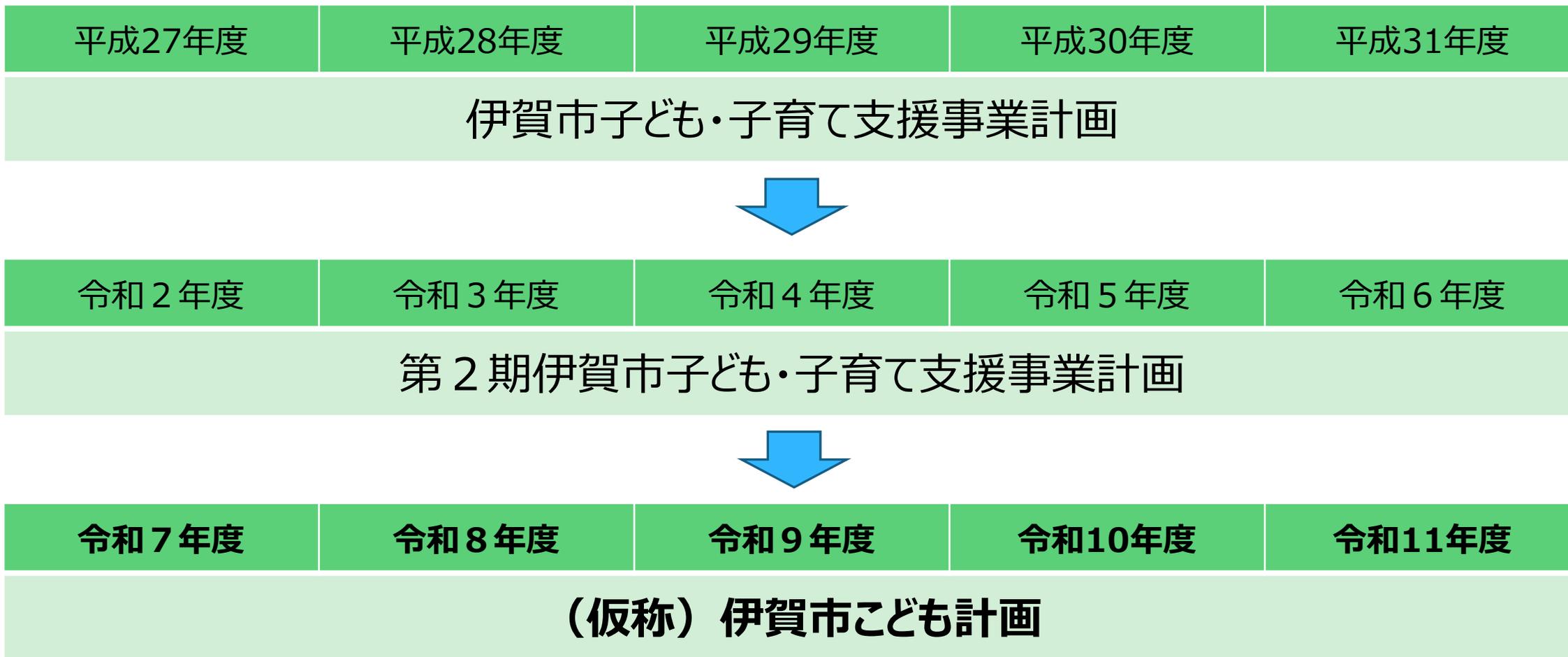
国は、こども施策に関する基本的な方針、重要事項について「こども大綱」を定め、「こども大綱」には「少子化対策」「子ども・若者育成支援」「子どもの貧困対策」を含まなければならないとされています。

都道府県と市町村には、「こども大綱」を勘案し、「こども計画」を定める努力義務が課せられました。

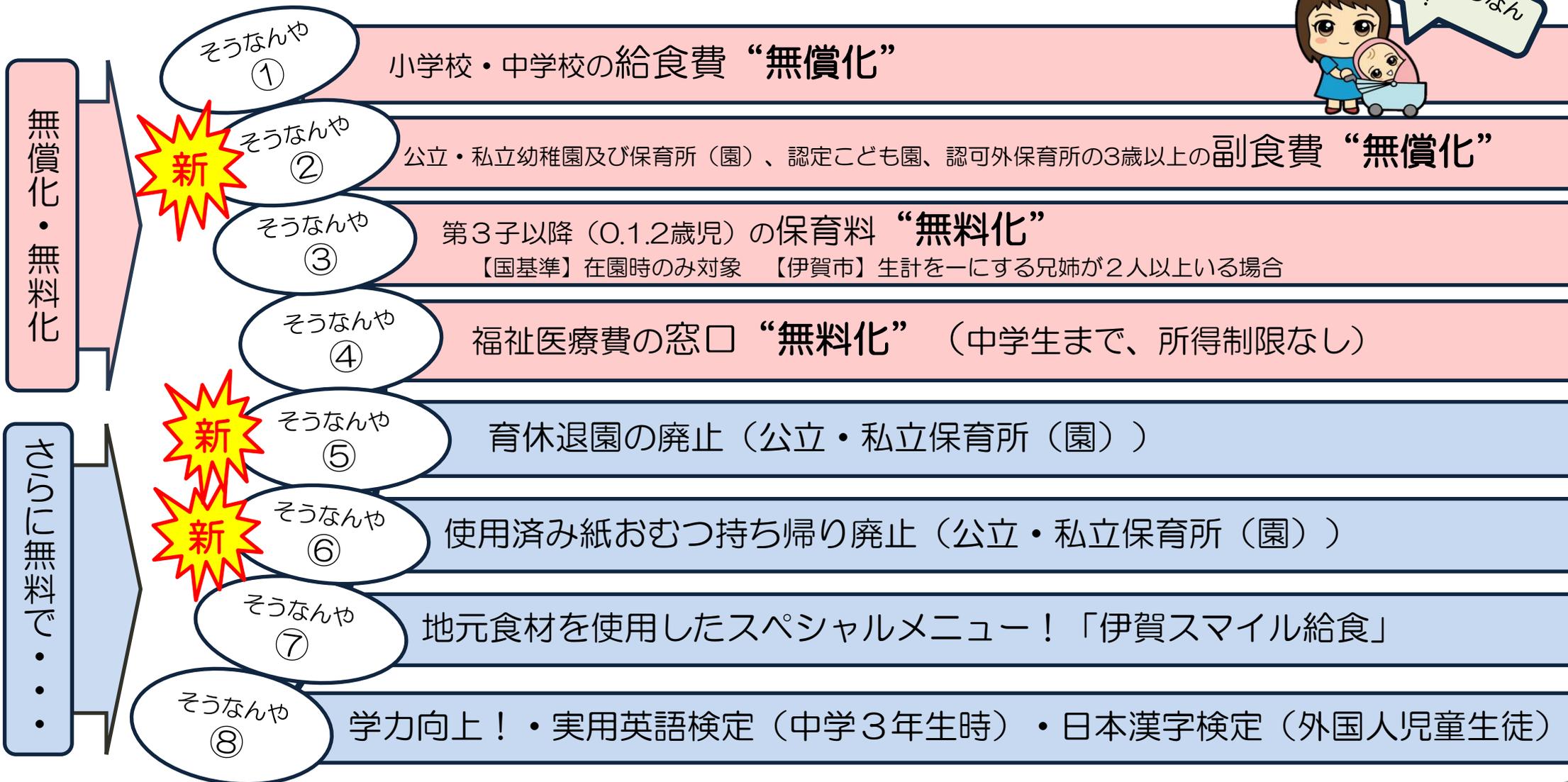
こども基本法 第10条第3項

市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条については「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

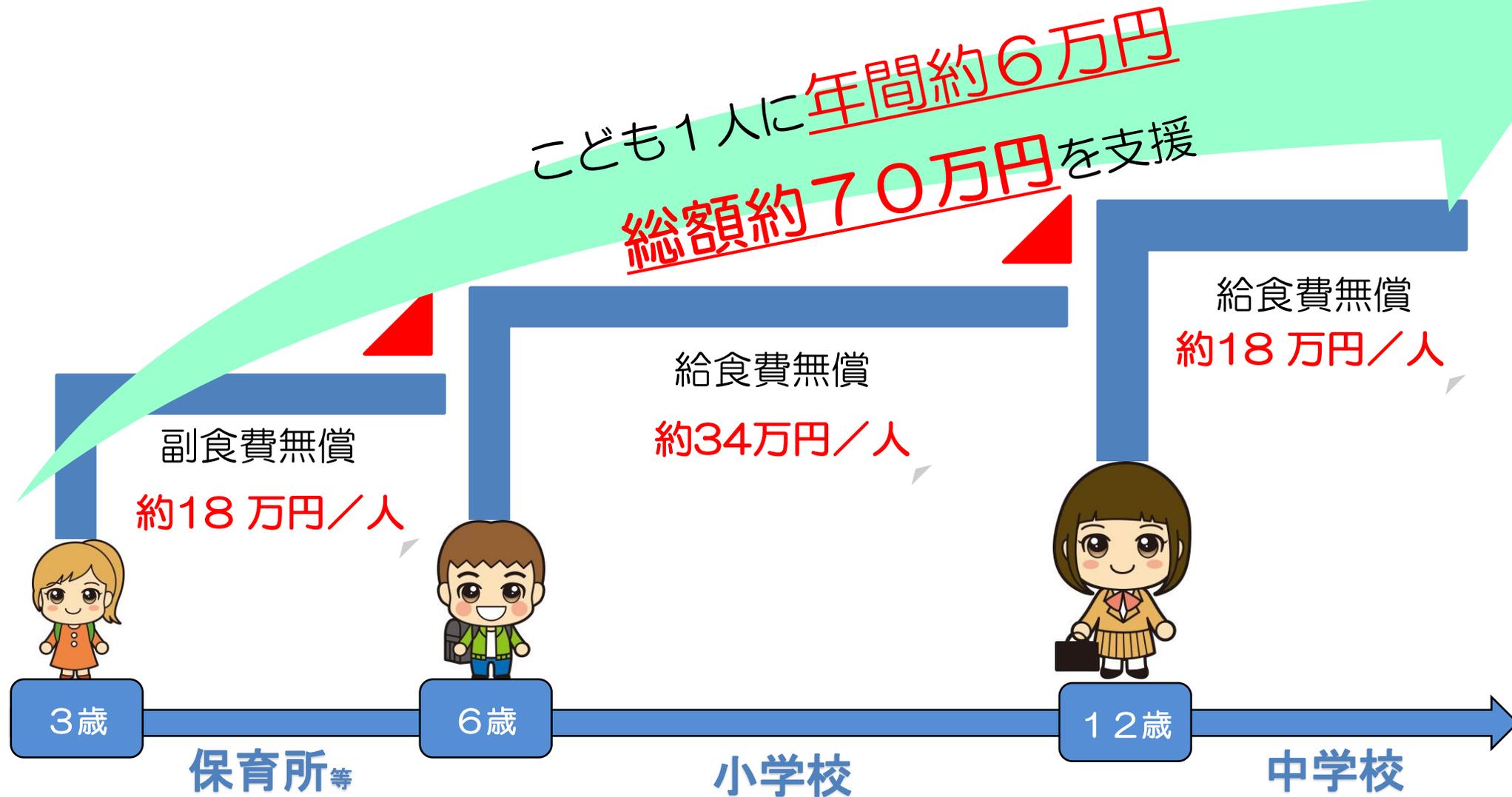
(仮称)伊賀市子ども計画 計画の期間



伊賀市の子ども・子育て施策における **ベーシックサービスの無償化!**



伊賀市子育て支援“SaPo70”事業



伊賀流 未来[★] 応援の術

～あなたの妊娠・出産・子育てを応援します～

NINJA
CITY^{CA}
忍者市伊賀



(2024年4月)

妊娠・出産の巻



妊娠・出産の電話相談

妊娠・出産について母子保健コーディネーターが相談をお受けします。



ママの育児体験教室

赤ちゃんを抱っこしたり、おむつを替えたり…赤ちゃんのお世話体験を試してみませんか。妊娠中の疑問や出産の不安なども話せる、妊婦さん同士の交流の場です。



ウェルカムベビー教室

妊婦とご家族を対象に、沐浴体験や妊婦体験をします。育児グッズの展示、相談など赤ちゃんを迎える準備をお手伝いします。



こんにちは赤ちゃん訪問事業

赤ちゃんが生まれた全ての家庭を保健師・助産師などが、訪問し、赤ちゃんの身体計測や、育児相談、お母さんのからだや心の相談などを行います。



産後ケア事業

産後、体調不良や家族からの支援が得られない場合などに、心身のケアや育児の相談・指導などを医療機関への宿泊・通所や訪問などで受けることができます。



子育ての巻



定期健診

1歳6カ月児健診、3歳児健診、5歳児健診、就学前健診等



就学援助制度

経済的な事情で義務教育の費用にお困りの方に対して、学用品といった学校に納入した費用の一部を援助する制度です。



放課後児童クラブ

学校終了後、共働きなどで保護者が家庭にいない小学生の児童を対象に、支援員が家族に代わって適切な遊びや生活の場を提供します。



ふれあい教室

学校生活や不登校に関する相談、家庭での子育てに関する相談に応じます。



奨学金制度

市内の高校生・大学生などに返済不要の給付型奨学金を支給しています。



子育ての手助けが欲しい・預けたいとき



一時預かり(一時保育)

保護者の仕事や病気、緊急時に家庭において保育が困難な場合や、保護者の育児疲れなど心身の負担を軽減するために、一時的にお子さんを保育所(園)でお預かりします。



病児保育事業

こどもが病気や病気の回復期に保育所(園)などでの集団生活が難しく、かつ保護者の就労などによって保育を行うことができない場合に、ゆめこどもクリニック伊賀病児保育室でお預かりします。



子育て短期支援(ショートステイ)事業

病気や疲労などで、育児が困難な保護者をサポートするため委託契約した乳児院や児童養護施設で宿泊を伴ってお子さんをお預かりします。



伊賀市ファミリー・サポート・センター

子育てを助けて欲しい人(依頼会員)と子育てのお手伝いができる人(提供会員)からなる会員組織で、センターのアドバイザーがお互いの希望を考慮し、依頼会員と提供会員の信頼と了解の上で一時的にお子さんをお預かりします。



こどもの居場所について

こどもの居場所とは

- ・こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。
- ・その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められる。
- ・居場所の特徴として、多くのこどもにとって、学校が居場所になっていること、個人的なもので変わりやすく、地域性や目的、人との関係性などに影響を受けるものである。

こどもの居場所づくりとは

- ・居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が中心となっていくものであるため、両者には隔たりが生じ得る。
- ・こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進めることが必要である。
- ・目的や対象者へのアプローチ方法などは多様であるが、重要なことは、様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることである。

対象となる居場所の範囲

こども・若者が過ごす場所や時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての「居場所」になり得ることから、居場所づくりを目的としていない場も結果としてこどもの居場所となることがある。(例:学校、塾、習い事、ショッピングなど)

子ども第3の居場所 事業概要

貧困、核家族化、地域社会の関わりの希薄化などを背景に、子どもたちが直面する困難が多様化・複合化するなか、包括的な支援の数が足りていません。

そのようななかで「子ども第3の居場所」では、子どもたちの生き抜く力を育むため、「1安心」「2食事」「3生活習慣」「4学習」「5体験」の5つの機会を提供します。

1 安心・安全な場所
2 食事提供
(学習・生活支援モデルは任意)

3 基本的な生活習慣を整える

4 学習習慣を定着させる

5 「子ども第3の居場所」だからこそできる体験活動

子ども第3の居場所にかかる伊賀市内での取組例

実施主体

社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会

施設名

いがっこの家 上野忍(うえのしのび)

設置場所

伊賀市上野忍町2447-2
(旧エイジレスハウスやすらぎの家)

開設時期

令和6年9月オープン

事業内容

- ・対象となる児童生徒に、安心、安全な場所の提供、生活支援、必要に応じて食事、入浴、送迎などを提供。
- ・週3日、支援が必要な児童生徒に、15:00～20:00生活支援と学習支援を行う。
- ・子どもと保護者に対して、様々な相談支援を行い、社会資源を活用し、課題の解決に寄与する。

定員

定員20名
(児童1日あたり利用7名以上を予定)



落成式・内部の様子

妊産婦

子育て世帯
(保護者)

子ども

密接な連携

気軽に相談できる
身近な相談機関

- ・子育て支援室
- ・保育所・幼稚園
- ・認定こども園
- ・子育て支援センター
- ・社会福祉協議会

伊賀市こども家庭支援課 (こども家庭センター)

「こども家庭総合支援拠点」「子育て世代包括支援センター」「こども発達支援センター」

伊賀市要保護児童及び
DV対策地域協議会

電話：22-9609

業務：児童虐待防止、保護者及び妊産婦の相談、子ども発達相談
保健指導・健康診査、サポートプランの作成等

重要連携機関

- ・教育委員会
- ・小・中学校
- ・伊賀児童相談所
- ・伊賀・名張警察署
- ・市関係各課 等

密接な連携

様々な資源による
支援メニュー

医療機関

病児保育

ショートステイ

ファミサポ

障がい福祉サービス事業所

第3の居場所

その他各種
サービス

放課後児童クラブ

こども食堂